**２．認定こども園整備基本計画**

（１）計画理念と基本目標

１）計画理念

　今帰仁村は豊かな自然環境に恵まれており、これまで保育所・幼稚園においても自然を活かした様々な活動が実施されてきている。

今帰仁村の認定こども園（幼保連携型認定こども園）の整備にあたっては、こうした本村の特色を活かし、子ども達が伸び伸びと元気に過ごすことのできる“育ち”と“学び”の新たな拠点づくりをめざして整備していくものとする。また、教育・保育の一体的な提供や子育て家庭への支援等こども園に求められている機能の確保もさることながら、小学校との連携充実によるスムーズな就学への移行にも十分に配慮していくことが重要である。したがって、これらの視点を加味しながらこども園整備の理念を以下に定める。

自然とふれあい、笑顔がはじける！

今帰仁っ子の“育ち”と“学び”を支える「子どもの城」

２）基本目標

認定こども園の整備にあたっては、次に掲げる基本目標に基づき、施設の整備・サービス提供を図っていくこととする。

①質の高い就学前教育・保育の提供と子育てを支える支援拠点としての整備

０歳から就学前までの乳幼児は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として非常に重要な意味を持っている。今帰仁村で整備する幼保連携型認定こども園は、これまでの村立幼稚園３園（兼次幼稚園・今帰仁幼稚園・天底幼稚園）を統合するとともに、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所の閉園後の受け皿の一部を担っていくものとなる。そのため、発達段階に応じた遊びの提供や子どもの社会性を養う中で健全な発達を促す役割を担うものである。また、家庭保育世帯への支援等を行う「地域子育て支援拠点事業」（子育て支援センター）も実施していくことから、相談や交流などの場として、地域で安心して子育てができるように支援していく役割も担うものである。したがって、子どもの育ちと学び、子育ての拠点施設として適切に機能していくための施設整備とプログラムの提供を行っていくものとする。

②多様な体験・交流の創出

北山学園プロジェクトの位置づけを踏まえ、隣接する小学校との連携を図るなど、異年齢児童の交流を促進する中で、思いやりの心を育むとともに、小１プロブレムの解消を図っていくものとする。また、地域の高齢者等との多様な交流を創出していくなど、地域との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図る。加えて、自然とのふれあいや食育の実施を通し、健全な心と体の育成を図るものとする。

③安全・安心な施設整備

子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心して送ることができるよう、十分に配慮した施設の整備、備品の配置等を図っていくものとする。

さらに、建物の耐震性を高めるとともに、けがの防止や事故防止への配慮を基本に子どもや職員の安全を考慮した施設整備を行うものとする。

④多様な保育サービスの提供

近年、本村にあっても多様な保育サービスに対するニーズが寄せられており、前年度に策定された「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においても、前述した地域子育て支援拠点事業をはじめとした幾つかの保育サービスについて、認定こども園での実施を検討していくことが位置づけられている。そのため、以下の保育サービスの実施を図っていくものとし、必要な施設機能を整備していくものとする。

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、利用者支援事業

・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について、「子育て支援センターじんじん」との分担により、村全域での総合的かつ効果的な運営に努める。併せて母子保健に関する相談にも対応できるよう、母子保健型の利用者支援事業の実施を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目の無い相談支援体制の構築を図る。

○余裕教室活用型一時預かり事業（一時保育）

・年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。認定こども園において、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施。

○延長保育

・認定こども園において実施。（実施時間については事業開始までに調整）

○障がい児保育

・認定こども園においても障がい児の受け入れ実施。

⑤人にやさしい施設の整備

土遊び等を行う園庭に面している施設の性格上、園舎に砂などが入り込まないよう、最低限の上がり框などは設けていく必要はあるが、スロープの併設も行っていくなどユニバーサルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく保護者や来訪者など、あらゆる人にとってやさしい施設として整備していくものとする。

（２）施設計画

１）各室・機能の規模設定（たたき台）

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 室数 | 対象児等 | 規模等 | 備考 |
| 乳児室 | １室 | ０歳児 | 39.6㎡以上  ※有効面積　3.3㎡×人数  ※想定定員：12名 | ・調乳室（設備）及び沐浴室（設備）スペースを確保  ・保育室（満３～５歳児）との間隔に配慮 |
| 調乳室 | １室 | ※必要面積を確保 | ・乳児室に隣接 |
| 沐浴室 | １室 | 〃 | 〃 |
| ほふく室 | １室 | 満１歳児 | 52.8㎡以上  ※有効面積　3.3㎡×人数  ※想定定員：16名 | 〃 |
| 保育室 | １室 | 満２歳児 | 37.62㎡以上  ※有効面積　1.98㎡×人数  ※想定定員：18名 | ・間仕切りで分割利用想定  ・便所に直結又は隣接  ・遊戯室等移動、緊急時等の出入り口の動線に配慮  ・午睡に配慮し、保育室（満２歳児）との間隔に配慮  ・手洗い場スペースの確保 |
| １室 | 満３歳児 | 39.6㎡以上  ※有効面積　1.98㎡×人数  ※想定定員：20名 |
| ２室 | 満４歳児 | 118.8㎡以上（60名分受入れ可能な面積として整備）  ※有効面積　1.98㎡×人数  ※想定定員：52名（Max60名） |
| ２室 | 満５歳児 | 118.8㎡以上（60名分受入れ可能な面積として整備）  ※有効面積　1.98㎡×人数  ※想定定員：54名（Max60名） |
| 便所 | ２室 | 満２歳未満児 | ※必要面積を確保 | ・乳児室及びほふく室に直結 |
| ３室 | 満２～５歳児 | 〃 | ・保育室に直結又は隣接  ・便器間に仕切りを設置  ・年齢に配慮した高さの手洗い場スペースの確保  ・洋式便所を多く設置 |
| ４室  （男２・女２） | 職員・調理員 | 〃 | ・玄関付近、階段付近に職員・調理員・来客用を男女別で独立設置 |
| １室 | 戸外用 | 〃 | ・園庭に面して設置 |
| 保健室 | １室 | 共通 | 〃 | ・ベビーベッド等設置スペースを確保  ・職員室に隣接 |
| 遊戯室 | １室 | 共通 | 209.88㎡以上  ※有効面積　1.98×人数  ※106名（３歳以上）想定 | ・保育室とは別に独立設置  ・各保育室からのアプローチが容易な場所に設置  ・手洗い場スペースの確保 |
| 職員室 | １室 | 職員 | ※職員の事務スペースの確保 | ・各保育室への動線に配慮 |
| 調理室 | １室 | 調理員 | ●㎡以上  ※調理員●名  ※定員分の給食を供給するために必要なスペースを確保 | ・保存食の保存設備  ・調理室前室スペースの確保  ・手洗い場スペースの確保  ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置  ・食材搬入専用出入り口の確保 |
| 休憩室 | １室 | 職員・調理員 | ※必要面積を確保 | ・職員室に隣接 |
| 予備室 | ２室 | － | ※保育相談及び緊急時対応スペースの確保 | ・職員室及び保育室に隣接 |
| 収納スペース | 各室 | － | ※午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納に必要なスペースを確保 | ・各保育室、職員室、遊戯室に直結又は隣接 |
| 子育て支援センター | １室 | 子育て支援センター利用親子 | 70㎡以上  ※今帰仁保育所と同程度 | ・職員室に隣接 |

**３．保育所民営化計画**

（１）保育所民営化の背景と目的

１）保育所民営化の背景

　待機児童の解消をはじめとした子育て支援の充実が求められる中、国及び地方自治体の財政状況は逼迫しており、多くの地方自治体で保育サービスの充実が課題となっている。一方、出生率の低下に伴う人口構造のアンバランス、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加・多様化等、子どもや子育て環境が大きく変化する中で、親や行政だけでなく、民間資源を積極的に活用していくなど、改めて社会全体で子育てを支援していく必要性が叫ばれている。そうした動向等を踏まえ、近年では多くの自治体で公立保育所の民営化が進められている。以下に保育所民営化をめぐる背景等を整理する。

①全国的な保育所運営の潮流について

**＜児童福祉法の制定に伴う行政の責務としての保育所整備（行政の担う役割の変化）＞**

　　児童福祉法は日本の保育制度の根幹をなす法律であり、1947年に制定されている。同法24条において、『保育に欠ける児童』に対する市町村の保育の実施義務が規定されている。これは即ち、義務の遂行にあたっては市町村自らの判断によって保育所を整備することが要請されていることを意味している。

翌1948年には児童福祉施設最低基準が定められており、行政の責務に応える形で地方自治体による保育所整備が積極的に進められた。その後、児童福祉施設最低基準は数次の改正を経て、現在の保育所設置基準に至っている。

なお、平成９年には児童福祉法が大幅に改正され、それまでの“市町村の措置（行政処分）に基づく入所の仕組み”を“保育所に関する情報の提供に基づき、保護者が希望する保育所を選択できる仕組み”に改めており、『措置制度 ⇒ 選択利用制度』へと転換が図られている。

また、保育行政はこれまで『保育に欠ける児童』に対する措置として行われてきたが、平成27年４月よりはじまった子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性の有無と年齢により区分を認定し、その区分に応じてそれぞれのニーズに合った施設や事業を利用する形に改められている。即ち、『保育に欠ける ⇒ 保育を必要とする』へと変更されるなど、保育行政の大きな改革が行われている。

保育を提供する義務が市町村にあること自体は変わっていないものの、保育所整備を全て行政の責務として担うという考え方から脱却し、多様なニーズに応じた選択肢を設けていくことが求められてきていると言える。

**＜国における公立保育所負担金の一般財源化＞**

公立保育所は地方自治体が自らその責任に基づいて設置しているものである。我が国全体の財政状況が一層厳しさを増す中、小泉政権下において「国と地方の税財政改革（三位一体改革）」が打ち出されることとなり、その趣旨に基づく形で平成16年度より公立保育所の運営費負担金が一般財源化されることとなった。自治体の財政状況が益々厳しさを増す中、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われることにより、従来まで確実に確保されてきた予算を、将来に渡り担保していくことが困難な状況となっている。

そうした中、人口の少ない自治体をはじめ、多くの自治体でこれまでの負担金並の財源を確保できない状況がみられ、自治体ごとの体力格差や住民サービス格差等が広がることが懸念されている。

加えて、平成18年度以降、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は完全に交付金の対象外になっており、地方公共団体の一般財源から支出されている。そのため「私立保育所」では施設整備に対する手厚い支援が受けられるのに対し、「公立保育所」では一般財源から捻出しなければならず、厳しい市町村財政の中で施設の更新が進まないといった事例も多く見受けられる。

**＜要件緩和等による民間が参入しやすい条件整備＞**

平成９年の児童福祉法改正に伴い、保育所の入所が措置から選択性へ転換された。そうした中、子育てニーズの多様化に対応していくため、公立保育所の運営、役割を見直し、民間活力の導入や民間活力による保育事業の拡充を図る動きが活発化している。こうした時代の潮流と呼応する形で、近年では、各種法制度も見直しが図られ、民間が参入しやすい条件も整ってきている。

従来、保育所の運営委託先は社会福祉法人のみに限定されてきたが、平成13年度には「公立保育所の運営委託に関わる主体制限」が撤廃されている。これにより、自治体や社会福祉法人にしかできなかった認可保育所の運営に、株式会社やＮＰＯ法人、一定の条件を具備した個人等の参入（委託）が可能となっている。

また、平成15年６月には、地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について「指定管理者制度」が導入された。これにより、全国的に保育所公設民営化に向けた取り組みが活発化している状況にある。

さらに、これまで保育所設置認可要件では、不動産（土地及び建物）については「自己所有」となっており、民間参入にあたっての高いハードルとなっていた。しかしながら、国においては、保育所の緊急整備が求められている状況を鑑み、平成16年５月より、「貸与」が可能になるなど要件緩和を図っている。これにより、民間の参入がかなり容易になっている。

　この様に保育を取り巻く動きが近年大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が保育所の民営化に着手しており、県内においても現在多くの自治体が保育所民営化を進めている状況にある。

②沖縄県における保育所整備の経緯

1947年に日本本土で児童福祉法が制定されたのと時を同じくして、沖縄県においても児童福祉対策についての世論が喚起されることとなった。しかしながら、当時、保育の場といえるものは、救貧的色彩の強い託児所のみであった。その後、1952年には、当時の琉球政府が沖縄独自の児童福祉法の立案を開始し、本土の児童福祉法制定に遅れること６年、1953年10月に沖縄独自の児童福祉法が制定されている。この法律は日本法を基本としつつ、できるだけ沖縄の諸制度や社会的状況などに合うよう修正が加えられたものであった。さらに、その後、保育内容の充実を図るため、本土にならって「児童福祉施設最低基準」を制定・公布している。その内容は厚生省令とほぼ同じであったが、当時の沖縄の状況からすればかなり厳しい基準であった。

その後、高度成長期末期にあたる復帰前後にかけて、日本の法制度の適用、社会経済状況の大きな変化等がみられ、保育サービスに対する社会的要請も高まることとなり、この時期に各自治体で公立保育所を中心に認可保育所の整備が進められた。この様に沖縄県にあっては、本土の保育行政とは事情を異にする状況で保育行政が進められてきた経緯がある。今帰仁村の保育所整備の経緯をみると、復帰時から1980年にかけて村立保育所が集中的に整備されている。当時は、民間に充分な力が無く、保育所運営に向けた各種制約（条件）をクリアすることが困難であったため、公的役割としての保育所運営事業参入が不可欠な情勢にあった。

その後においては、復帰特別措置による補助率引き上げや、民間サイドの体力向上もあり、県内においても民間の認可保育所（私立保育所）が飛躍的に増加している。一方、今帰仁村においては、認可保育所の新規整備は図られず、待機児童の受け皿を認可外保育施設が担う状況も見受けられた。

そうした中、本村の保育所については、古いもので築後43年が経過しており、コンクリートも剥落がみられる状況にある。先に示したように、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は一般財源から捻出しなければならず、全ての認可保育所が村立保育所である本村では、厳しい財政の中で施設の老朽化への対応が課題となっている。そのため、子ども達の安全確保を図る意味でも、一部の保育所について民営化（民設民営）に移行していくことで財源確保を図り、円滑な施設整備に対応していくことが望まれるといえる。

③公立・私立別にみた運営経費・人件費等の比較

　認可保育所（公立・私立）の運営経費は、公費負担と徴収基準額の合計額が基本的にその原資となっている。公費負担分（内訳⇒国庫負担率：50％、県負担率：25％、市町村負担率：25％）は、「保育単価（運営費支弁総額）」と呼ばれる最低基準を満たすため、支出額から徴収基準額を引いた残りの金額となっている。（なお、先にみた様に、国の進める三位一体改革により、平成16年度より公立保育所の運営費負担金は一般財源化されている。）

認可保育所運営の原資である“公費負担と徴収基準額を合計した金額”は、「国基準支弁額」と呼ばれ、保育所経費の合計に相当するものとされている。しかしながら、公立保育所ではその性格上、最低基準を上回る人員配置（非常勤含む）を行っており、加えて、正規職員については、勤続年数に応じて給与が決まることから「国基準支弁額」だけでは不足しがちとなる。そのため、市町村持ち出し分として一般会計からの補填が行われている状況にある。これに対し、私立保育所に対しては、市町村が持ち出しを行う必要がなく、企業努力により経費削減が図られている状況にある。

こうした保育行政をめぐる潮流・背景を受け、本村では「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」等で検討を行い、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において村立保育所民営化の方向性を打ち出している。

２）保育所民営化の目的

前述の背景を踏まえ、以下に今帰仁村における保育所民営化の主な目的を整理する。

①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざす。

②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化（民設民営）による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていく。

③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていく。

（２）今帰仁村保育所民営化の方針

　民営化にあたっての基本的な考え方を以下に整理する。

１）民営化対象施設

既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所を閉園し、新規に非現地に民営化対象施設を整備していくものとする。

民設民営保育所の整備予定地は以下の２箇所とする。

①村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）

②村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

２）民営化の方法

※現在検討中。

３）村立保育所職員の対応

村立保育所職員については、新たに整備される認定こども園等で受け止めていくものとする。

４）保護者への対応

全国的に保育所民営化が進められている状況にあるが、保育所の民営化については、以下のような誤解も多く生じている。

**○民営化により、認可外保育施設になるという誤解：**

・最も多い誤解として、認可外保育所と認可保育所を混同しているケースが見受けられる。認可保育所には公立保育所と私立保育所があり、どちらも国の基準に基づいて整備されているものであり、認可外保育施設とは異なるものである。

・認可保育所の入所は、公立保育所・私立保育所の別なく市町村が保育の必要性等を勘案して決定するものであり、運営主体が公共か民間かといった違いがあるだけである。

**○保育の質が低下するという誤解：**

・民営化により保育士の配置が少なくなるという誤解がみられるが、保育士の配置は厚生労働省令により定められており、公立保育所・私立保育所の別なく遵守が義務付けられている。また、現村立保育所は厳しい財政状況の中で正職員の割合が極端に少ない状況にあるが、民営化によりスタッフの充実が見込まれる。

・認可にあたっては、施設や園庭の広さについても児童福祉施設最低基準で定められた基準をクリアしなければならず、満２歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとなっている。（これに代わるべき公園・広場等が付近にある場合、これを屋外遊戯場に代えることも認められている。）このように、公立保育所・私立保育所の別なく、同条件のもとで施設整備や屋外での遊びに充分配慮されたものとなる。

・また、給食の質の低下に対する懸念もみられるが、認可保育所の給食は国が定めた食事摂取基準に準じるものとなっており、保育所における栄養給与目標は同等である。

**○保育料が高くなるという誤解：**

・民営化により、保育料が高くなることを危惧するケースもみられるが、認可保育所の保育料は保護者の前年の所得額から算定されており、公立保育所・私立保育所の別なく、同一の条件で保育料が課せられることになる。

今帰仁村で実施する保育所民営化は、単に財政的な側面だけでなく保育サービスの向上につながるものとして取組んでいくものである。しかしながら、保護者や地域にとっては不安も大きいと思われることから、今後、不安や誤解の解消に向けた対話を行うとともに、村立保育所をめぐる状況や民営化の目的を丁寧に伝えていくものとする。

５）第三者機関の設置等

平成14年４月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づき、今後において第三者評価等への適切な対応を行うことにより、村立・私立を問わず適切な対応実施を担保していくものとする。

さらに、各保育所の保育内容等、保護者が保育所を選択する際の判断材料となる情報や評価結果の公開を実施していくことで、保護者が適切な選択を行い、事業者のサービスの質の向上にもつなげていくものとする。